

4月1日から町内巡回バス「あいあい号」の一部が変わります

問合せ
杉戸町地域公共交通推進協議会事務局
(住民協働課内) 内線283

ココティすぎとのオープンに伴い、町内巡回バスの運行を4月1日から一部変更します。

	停留所移設	ルート変更
現行	「杉戸3丁目」	役場 ↔ 杉戸3丁目 ↔ 古川橋
変更後	「ココティすぎと」	役場 ↔ 古川橋 ↔ ココティすぎと

※上記区間以外の時刻表、運賃、コース等に変更はありません。
※詳細は、4月1日以降に、利用案内または町ホームページをご確認ください。

町内巡回バス「あいあい号」の広告を募集します

問合せ
杉戸町地域公共交通推進協議会事務局 (住民協働課内)
内線283

町内巡回バスの車内外に広告を掲載して下さる広告主を募集しています。車内広告ではバス利用者にPRでき、車外広告では、町内全域を巡回しているため、多くの方の目に触れることができます。

ぜひ、会社やお店の広告にご活用ください。

申込方法 所定の申込書(住民協働課窓口または町ホームページからダウンロード)に広告サンプルを添付して、住民協働課へ持参してください。

▲町ホームページ

広告料	車内	コース	サイズ	広告料(月額)
		西・南コース	A3横	2,000円
		東コース	B3横またはA3横	

車外	コース	箇所	広告料(年額)
西・南コース		運転席扉・助手席扉	30,000円
		スライドドア・運転席側スライドドア上部・助手席側スライドドア上部	50,000円
東コース		運転席側サイド・助手席側サイド・後方	50,000円

各種委員等を募集します

みなさんの力を町政に役立ててみませんか?
ご応募お待ちしております。

杉戸町交通指導員(第二小学校区)

交通安全を指導・啓発し、地域の交通事故を防止するための活動をさせていただきます。

応募資格 普通自動車運転免許
任用期間 令和7年3月31日まで
業務内容
・歩行者に対する正しい横断歩行の方法、信号の確認等安全通行の指導
・幼稚園、保育園、学校その他施設における交通安全教室等の安全教育実施協力
・自転車、自動車等に対する正しい交通指導等

勤務時間
・朝の立哨指導(約5時間/週、週5日)
・交通指導員定例会(1回/月)
・一斉街頭立哨(4回/年)
・交通安全活動への参加等

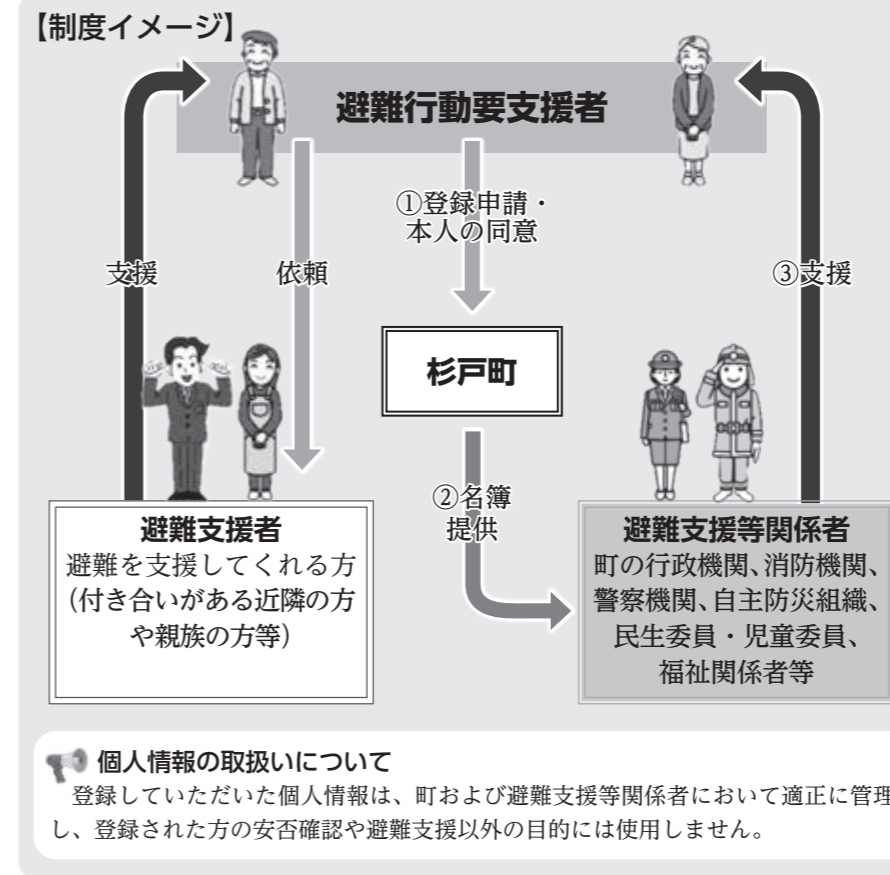
勤務場所 杉戸町内
報酬等 時間額1,234円～
応募方法 3月22日(金)17時までに履歴書、交通指導員応募書を持参または郵送にて、危機管理課へ提出(応募書は、危機管理課または町ホームページで配布)

提出先・問合せ 〒345-8502 杉戸町清地2-9-29 危機管理課 交通・防犯担当 内線284

～いざという時のために～ 「避難行動要支援者登録」を しましょう

問合せ
災害に関すること 危機管理課 消防・防災担当 内線282
障がい者に関すること 福祉課 障がい福祉担当 内線264
高齢者に関すること 高齢介護課 高齢者福祉担当 内線317

「避難行動要支援者登録制度」とは、支援の必要な方から町へ登録申請を行っていただき、その情報を避難支援等関係者に提供し、平常時からの見守りおよび災害時の安否確認や避難誘導を円滑に行うための支援体制です。



対象者
災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を必要とする方のうち、以下の①～⑧にあてはまる方。
①身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方
②療育手帳の程度がAまたはAをお持ちの方
③精神障害者保健福祉手帳1級または2級をお持ちの方
④難病の方
⑤75歳以上のひとり暮らしの方
⑥75歳以上の高齢者のみで構成される世帯
⑦介護保険で要介護の認定を受けた方
⑧上記以外で支援が必要な方
※施設に入所されている方は、該当しません。

登録方法 「上記①～⑦にあてはまる」方へ、3月中に町から登録のご案内を郵送します。同封されている「届出書兼個別計画」に必要事項を記入のうえ、返送用封筒で提出してください。(代筆可)

■平常時から避難支援等関係者へ名簿の提供を、
→希望する「届出書兼個別計画」の「同意します」をチェックし、提出
→希望しない「届出書兼個別計画」の「同意しません」をチェックし、「同意しない理由」をご記入のうえ、提出

案内が届かなかった方や⑧に該当する方は、担当へご連絡いただくか、町ホームページから登録書式をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、提出してください。(随時受付中)

避難支援者の役割

避難行動要支援者に対し、日頃からの見守りや、災害時の安否確認、避難誘導などの支援に協力していただきます。できる範囲での支援であり、責任や義務を負うものではありません。



この制度は、日頃からの地域の助け合いによって、災害時の被害を減らそうとするものです。登録したからといって、必ずしも助けてもらえるというものではありません。状況により、避難支援者も被災者となることがあります。自分の身は自分で守る(自助)という意識を持って普段から地域との関係づくりを心がけましょう。